

# APPの 森林保護方針

2013年10月 進捗レビュー

Greenpeace

\*この文書は、2013年10月29日にグリーンピース・インターナショナルが発表した文書『APP's Forest Conservation Policy: Progress Review』をエイピーピー・ジャパン株式会社が抄訳したものです。

Greenpeace ウェブサイト :

<http://www.greenpeace.org/international/en/publications/Campaign-reports/Forests-Reports/APP-Forest-Conservation-Policy/>

進捗レビュー全文 :

<http://www.greenpeace.org/international/Global/international/publications/forests/2013/Indonesia/APP-Forest-Conservation-Policy.pdf>

グリーンピースはAPP社との取引再開を検討する企業に対して、FCPおよび本書にて討議されている重大な問題に対する継続的な進展を要求するとの厳格な条件を契約に包含するよう忠告する

(木材を運ぶトラックの写真)

# はじめに

2013年2月初め、アジア・パルプ・アンド・ペーパー(APP)社は新たな森林保護方針(FCP)を発表した。これにはインドネシアのすべての原料サプライヤーに対する自然林の即時伐採停止と森林地での新たな植林開発を停止することが含まれていた。

APPのサプライチェーンにおいて、ザ・フォレスト・トラスト(TFT)が実施している高炭素貯蔵(HCS)評価によって自然林が特定されつつある。

また、FCPIは、泥炭地の専門家による見解を含む未開発森林泥炭地の独立したHCVF評価が完了するまで、運河およびその他の社会基盤構築活動をAPPとすべてのサプライヤーが停止することも誓約した。これをうけて、グリーンピースはAPP社がこの森林伐採停止誓約を実行するために必要な時間と猶予を与える為、同社に対する積極的な反対運動を停止した。

2013年9月に実施されたAPP経営層およびインドネシアの森林問題にかかわるその他のNGOとの会議をうけて、この報告書はFCP発表以降の同社の取り組みにみられる進捗についてのグリーンピースの見解を述べるものである。本書は以下の2部構成である。

1. FCPで発表された特定の取り組みに対する進捗
2. 方針に対するさらなる政策へのコミットメント、明確化、検証

その他NGOと同様、グリーンピースはAPPの紙製品購入者に対してFCPの進捗を継続的に見守るよう推奨してきた。グリーンピースはAPP社との取引再開を検討する企業に対して、FCPおよび本書にて討議されている重大な問題に対する継続的な進展を要求する厳格な条件を契約に包含するよう忠告する。グリーンピースはFCPの導入を監査し、進捗を確認する独立した第三者機関を採用するとのAPPの決定を歓迎する。

Why not to buy  
APP's new  
'sustainability roadmap'

Greenpeace

2012年12月、グリーンピースはAPPの継続的な森林破壊に関する報告書を発行する予定だったが、APPの森林保護方針をめぐってグリーンピースとAPPの上級管理職との交渉が行われている間、その発行を取りやめた。

# 1. APPのFCPに記載された特定のコミットメントに対する進捗

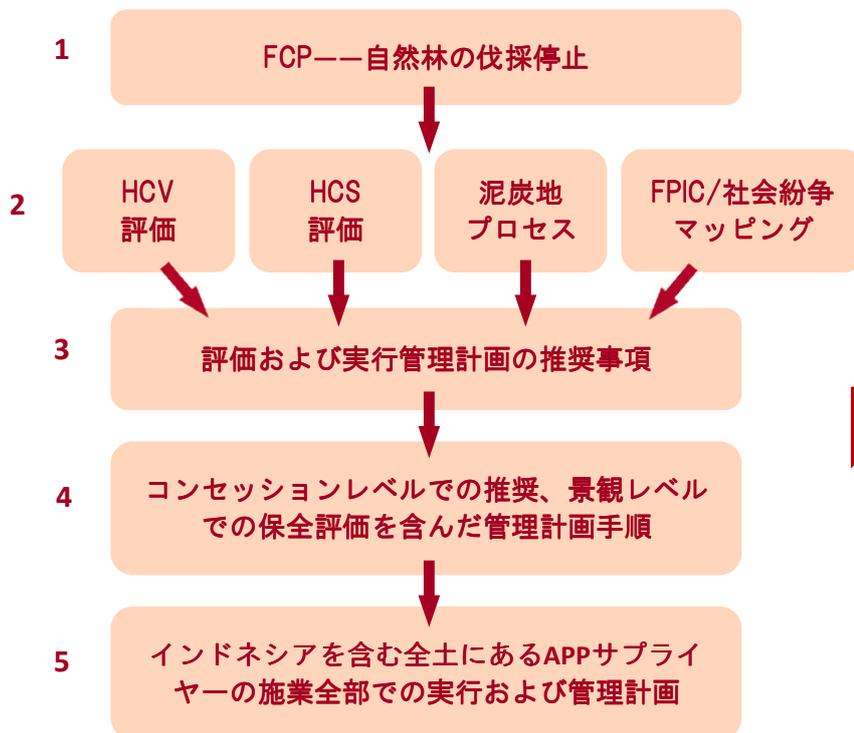
## FCPコミットメントに対する進捗の理解と評価

APPのFCPはまだ実行されて間もない状況である。APPのような会社の規模を考え、その中でこれらの手順を導入しようとする現実を考えたときに明らかな通り、FCPコミットメントの核となる保全評価項目の多くはまだ進行中である。

FCPの長期的成功は、APPの保安全管理慣行が、同社の施業するインドネシアの森林・泥炭地の景観保護と再生にいかに関与するかによって左右される。インドネシアの保全についてのこの保全モデルは、APPが操業する全世界のサプライチェーンに敷衍されなければならない。

短期的には、進捗を判断するために以下の3つの方法がある。

1. 2月に発表された自然林の伐採停止の順守（下図ステージ1）
2. HCS、HCV、泥炭地および社会紛争評価、推奨事項、管理計画プロセスの質（下図ステージ2、3、4）
3. 重要な社会紛争事例の解決（下図ソーシャル・コンフリクト・マッピングおよび解決セクション）



FCPの長期的成功は、APPの保安全管理慣行が、同社の施業するインドネシアの森林・泥炭地の景観保護と再生にいかに関与するかによって左右される。インドネシアの保全についてのこの保全モデルは、APPが操業する全世界のサプライチェーンに敷衍されなければならない

## ステージ1：自然林の伐採停止

2013年2月1日、APPはサプライチェーン全体における自然林の即時伐採停止を発表した。それまで、同社のサプライヤーは、毎月数千ヘクタールにおよぶ熱帯雨林を伐採していた。

APPはパートナーのTFTと共同で、FCPの自然林即時伐採停止に違反する事例2件を確認した。第一の違反は、NGOの調査によってPT.RIA社で特定された（2013年6月）。第二の違反は、RIA社の事例をうけてAPP/TFTが実施した内部調査によって特定・公開された（PT. BMPH、PT SBA、PT BAP、2013年9月）。この2つの違反によって伐採された自然林の面積は約140haである。

また、APP/TFTの内部調査は、伐採された28ha近くの地域について、これらの地域が高炭素貯蔵（HCS）林に分類されるかを決定することができなかったが、いずれにせよ、新たな泥炭地開発の停止を誓約するAPPのFCPIに違反して、泥炭地開発が行われたことは事実である。

その後、NGOが新たに発行した調査報告書により、カリマンタンにあるAPPのサプライヤーのコンセッションにて自然林伐採が行われている事実が発覚した。これを受けて、TFTは本件に対する調査を実施し、当事者が林業省による伐採権ライセンスの二重発行に起因するものであることを確認し、APPのサプライヤーは本件には関与していないことが明らかになった。



2003年8月

APPのパルプ工場に納入される熱帯雨林材が最終便となったことを祝うAPP持続可能性担当役員アイダ・グリーンベリーのTweet。

## グリーンピースの評価：

**モラトリアムの違反：**自然林および泥炭地に関するモラトリアムは概ね成功していると思われるが、今回の事例は内部の決定プロセスにいくつかの欠陥があることが判明した。自然林伐採および泥炭地開発のモラトリアムに関する上記二件の違反は、地域コミュニティとの既存合意に基づくものである。しかし、これらが正しく特定・評価されていれば、代替的な措置を講じて、自然林および泥炭地の伐採を避けることもできたはずである。

グリーンピースは、APPがFCPコミットメントに違反したことを自主的に公開したことを評価したい。

**伐採権ライセンスの重複：**インドネシアの伐採権ライセンス発行プロセスの複雑性は、森林保全方針を実施しようとするすべての民間部門の取り組みに対して、基本的な脅威をもたらすものである。同一の地域で施業する植林セクターに対する文書許可が、異なるセクターに付与されるケースも往々にして見られるからだ。こうした伐採権発行の問題を解決するために、APPとその他の企業は、中央および地方政府をはじめとする幅広いステークホルダーと共同して、自社の施業が責任のある形態でおこなわれていることを証明する努力がなされるべきだ。

その第一ステップとして、企業および政府自身による問題の情報開示を通じた透明性が不可欠となる。APPはインドネシア国内における次回ステークホルダー会議で関連情報を公開すると発表した。グリーンピースはAPP/TFTがコミットメントの実行を公開するために作成したダッシュボード・ウェブサイト上でも本情報を公開することを推奨する。自然林の重複を特定し、これらの問題をどのように解決し、保全のための取り組みをどうやって成功させるかに焦点を当てたAPPによる短期的な協議も必要だ。

自然林および泥炭地に関するモラトリアムは概ね成功していると思われるが、今回の事例は内部の決定プロセスにいくつかの欠陥があることが明らかになった

## ステージ2：評価 - HCV、HCS、泥炭地、社会問題

### a. HCV評価と手順

APPは保護価値の高い自然林（HCV）評価の実施を、かつてSmartwood/Rainforest Allianceの評定者だったAPCSとConservation Internationalの元スタッフだったEkologikaの2つのコンサルタント会社に委ねた。

まずAPCSによる評価が実施され、現在手順は管理プロセスの推奨段階に入っている。一方、Ekologikaの評価の大部分は、まだ現地評価の段階である。

APPは現在、外部の保全およびその他の専門家による協議を含む管理・保全計画手順を作成しており、将来、森林および泥炭地の景観が計画プロセスを通過するようコンセッションの特定を行っている。

グリーンピースはHCVプロセスについて寄せられた幾つかの批判についても認識している。これらはa) 事前評価が共有されておらず、NGOが評価に十分に関与できなかったこと、b) APPが最終的なHCV調査報告書を作成することに未だコミットしていないことなどが含まれる。APPはこれらの批判に対して、事前評価に対するさらなる協議の実施や、FCP手順に参加したNGOステークホルダーへの最終報告書の提出などを約束すると回答している。

### グリーンピースの評価：

HCVプロセス成功の鍵は、APP経営陣に対する勧告の質と強さ、そしてそれに対する彼らの対応にかかっている。最初の勧告は2013年末までには行われる予定だ。

それまでの期間、進捗評価は協議手順と事前評価を精査する第三者の専門家レビューによって行われることとなる。グリーンピースは、いくつかの課題はあるものの、これまでのところ手順は包括的かつ確固たるものであるとの見方をしている。グリーンピースは、APPが管理計画のスケジュールを同社のダッシュボード上に公開することを推奨する。

グリーンピースは、いくつかの課題はあるものの、これまでのところ手順は包括的かつ確固たるものであるとの見方をしている

### b. HCS評価と手順

高炭素貯蔵（HCS）評価はTFTによって実施されており、マッピング分析と現場ベースのサンプリングによって、APPのサプライチェーンとその他の領域の境界を設けようとしている。

HCS林は、劣化地域（かつては自然林だったが低木林・草地になっている地域）と再生二次林の植生レベルを区別することで分類される。現地評価と検証がこれらの分類を確認している。

HCS評価はまだ多くの自然林が残っている可能性の高いサプライヤーのコンセッション内で優先的に実施される。HCS評価の実施目標期限は2013年末である。

すでに保全地域外にあり、残存する自然林が少ない（または存在しない）と予想されるコンセッションの評価は、2014年第二四半期までに完了することを目標としている。

APPからの依頼によって、グリーンピースは現地ベースのHCSサンプリングのオブザーバーに参加した。

### グリーンピースの評価：

HCSプロセスは、APPのサプライヤーのコンセッション地域においてどれだけ自然林が保護されているかを決定するものであり、FCPの影響を決定するための鍵となるものだ。APP/TFTが、まず多くの自然林が残存している地域でこれらの評価を実施すると決断したことは理にかなったものである。しかし、HCS評価完了のタイミングはHCV評価完了とは必ずしも一致しない。この問題は管理計画の初期段階から対処されなくてはならない問題で、APPはステークホルダーに対して、これらの異なる評価から得られた成果が効果的に整合・統括されていることを示さなければならない。

RIAのモラトリアム違反（モラトリアム部分にて前述）により、NGOはHCS評価プロセスの信頼性に疑義を示した。これらの疑義は、HSC評価が「性急に」実施されたことや、2013年2月以降に伐採された地域がHCSでなかったことなどに由来する。TFTおよびAPPは本件ではHCSプロセスが正しい手順に沿って実施されていなかったことを認めており、そのために、最終的なHCS評価の前にレビュー手順を経る必要があると言及している。APPが現在同意しているように、最終結果はステークホルダーとも共有されなければならない。

それから、APPは管理計画の策定と導入によってすべてのHCS森林が保護されていることを示さなければならない。

### c. 泥炭地評価と手順

いくつかの独立した専門家は、インドネシアの泥炭地ドームにある植林地が大きく沈下すると予測している。将来、これらの地域はパルプ材またはその他の植林用には使用できなくなるかもしれない。

APPの既存パルプ材植林地に関して言えば、下記2つの理由から泥炭地に関する多くの影響が懸念される。まず、灌漑による水位低下と既存の植林開発の結果、生じたこれらの地域での継続的な温室効果ガス（GHG）の排出である。また、もう1つは植林開発の結果生じた泥炭地の沈下がもたらす地域の中長期的な経済持続性である。しかし、これらの森林地沈下についてはAPPが保有するデータは客観性に乏しいもので、信頼性の高い中長期計画を要するものだ。本件は大きな課題である。

APPのサプライヤーのコンセッション内部の泥炭地の範囲と深さの特定は、HCV評価プロセスの一環として、泥炭地の専門家に委託されている。最終HCV報告書にこれらの結果が記載されることになる。APPは温室効果ガスの排出を最小限にとどめるため、これらのサプライヤーのコンセッション内部における泥炭地の最善の管理方法についてアドバイスする独立した専門家チームの設置を計画している。これらチームの設置についてはまだ協議段階であり、編成まではまだ時間を要する。

### グリーンピースの評価：

泥炭地の景観内における温室効果ガスの管理という課題については、進捗は自然林と泥炭地開発の停止のみに留まるものとなっている。泥炭地の分布と深さに関する初期データについては、継続的なHCV評価の一環として、まだ収集途中である。これが完了すれば、コンセッション自体、そしてこれらのコンセッションが存在する幅広い景観におけるデータの精査と推奨事項の提示が行われるだろう。泥炭地マッピングの複雑性や泥炭地の保全・管理のベストプラクティスの決定には数多くの議論が存在することを考慮すれば、事態の進展に多くの時間を要することはある程度避けられない。

APPの泥炭地コミットメント進捗は、今後6カ月の間に加速化されなければならない。グリーンピースはこの分野の進捗を促すために2つの短期的な勧告を行いたい。

1. これらの地域における現在そして将来の沈下を予測するため、信頼性と客観性を兼ね備えたデータを収集すること。
2. 泥炭地の保全と管理については景観レベルでの評価が、温室効果ガス排出削減という観点からも最も影響がある。

### d. 社会紛争マッピングと解決策

自由意思に基づく事前に共有された合意（FPIC）は、先住民が慣習的に所有、占拠、使用してきた土地に影響を及ぼすプロジェクトについて事由に賛成または反対意見を示す機会を提供する原則である。

APPは、主にTFTの実施する独立したHCV評価プロセスおよびコミュニティー・マッピングを通じて、すべての新規植林地でFPICを導入することを誓約している。また同社は、新たなパルプ工場においてもFPICプロセスの導入を開始する。

さらに、APPはインドネシアのサプライチェーン全体における既存の社会問題に対処し、コミュニティーと協議を続けながらTFTとともに紛争のマッピングと具体的な解決策を策定することを約束した。紛争解決のため、いくつかの地域が優先され、APPとTFTは2013年7月これら優先分野の1つの地域においての重要な進展を発表した。

### グリーンピースの評価：

紛争地域の解決の進展は、APPによる優先紛争解決地域の決定、ジャンビ州セニエラン村で長年にわたり続いていた地域コミュニティーとの紛争が収束し合意書への署名が行われたという具体的な事実の両側面から心強いものといえる。

APPは現在作成している紛争マップを関係ステークホルダーと共有し、次の優先的紛争解決プロセスに向けて本事例を活用しなければならない。

新規植林開発地域でのFPIC導入は、HCV評価手順とコミュニティー・マッピングを通じて実行される。ステークホルダーは本手順がどのようにAPPのサプライヤーのコンセッション内部の管理計画に含まれるか注意深くモニタリングすることになる。

泥炭地マッピングの複雑性や泥炭地の保全・管理のベストプラクティスの決定には数多くの議論が存在することを考慮すれば、事態の進展に多くの時間を要することはある程度避けられない

紛争地域の解決の進展は、APPにより優先紛争解決地域を決定したこと、これらの地域の一つで進展が発表されたことは、心強いものといえる

## ステージ3、4、5：統合保全管理得計画の策定と導入

FCPの完全な実施には、まずAPP自身が、HCS、HCVおよびその他の要素を含めた様々な評価に関する勧告を統合された保全および管理計画の中に取り入れて作成し、提示する必要がある。次に、APPはこれらの計画が、インドネシア全域にあるサプライヤーの操業に将来導入されることを示さなければならない。

APPは、保全および管理計画ステージが、少なくとも2013年末までに同社が操業する主要な景観地の一か所以上に存在するコンセッションで達成されると見込んでいる。これらの計画が最終的にすべて実施されるまでに多くの時間を要することは避けられない。

### グリーンピースの評価：

上述した通り、APPの保全・管理計画プロセスの策定は、まだ初期段階にある。そのため、これに対するAPPの実行を判断するのは時期尚早である。これらの計画の第一段階は、2014年第一四半期には完了する見込みだ。こうした計画が森林および泥炭地の景観計画の中で策定され、著名な保全専門家がそれらを支援することが不可欠である。APPは、管理チームと共同でこれらの問題に対処することを確認しているが、詳細についてはまだ策定中である。

言うまでもなく、FCPによる長期的な保全がもたらす成功は、コンセッションレベルの管理計画がより広範な保全イニシアチブ（インドネシアのAPPおよび森林保全のセクションを参照）と合致できるかにかかっている。

さらに、APPは当社の報告メカニズムを通して、これらの管理計画の策定と実行が進展していることを一般に公開しなければならない。

こうした計画が森林および泥炭地の景観計画の中で策定され、著名な保全専門家がそれらを支援することが不可欠である

APP/TFTの中国における継続的な作業の透明性は、今後6カ月以内に飛躍的に改善される必要がある

## APPのその他のFCPコミットメント

### a. グローバルなサプライチェーン

2013年2月、APPはサプライチェーン全体における「責任ある森林管理」を誓約した。

APPに注目する多くのNGOとメディアは、インドネシアにおける同社の操業に注目しており、APPの発表した多くの持続可能性対策は短期的には同地での進捗に着目している。

しかしながら、APPのグローバルなサプライチェーンは、ヨーロッパ、カナダ、ラテンアメリカ、中国にまで及んでいる。

中国では、APPは中国だけでなくベトナム、タイなど近隣諸国の植林地から調達した大規模なパルプ生産能力を保有している。グリーンピースがかつておこなった中国でのキャンペーンは、海南地域におけるAPPの植林開発に付随するいくつかの問題を強調したものであった。

### グリーンピースの評価：

TFTのサポートの下、APP中国の施業で着目している主なポイントは、NGOが海南島の事例にて指摘した問題についてであり、中国国内のサプライチェーンをマッピングし、ベトナムやタイ等からのリスクを特定することである。

当然、この初期アプローチは理に適ったものであるが、これはリスク低減だけでなく、森林管理慣行の改善という包括的なプログラムによって集約されなければならない。これには、HCVおよびHCS林の特定と保護、中国およびその周辺諸国におけるFPICの導入も含まれる。

APPは現在、同社のダッシュボード上にて、中国に関して限られた情報しか公開していない。APP/TFTがサプライチェーン上のリスクをどのように特定し、それらにどう積極的に対処しているかについての情報が公開されなければならない。さらに、APP/TFTが中国でNGOと関与しようとしている以上、関連するアップデートおよび協議結果をステークホルダーに伝達しなければならない。

APP/TFTの中国における継続的な作業の透明性は、今後6カ月以内に飛躍的に改善される必要がある。

## b. 将来の拡張計画について

APPは、FCPコミットメントが「将来のすべての拡張計画」に適用されると明示している。この拡張分野は以下の2つにわかれる： 1) 新たなサプライヤーおよびパートナー企業、2) 既存の植林地の成長と歩留まり

### 1. 新たなサプライヤーとパートナー企業

APPは森林保護方針の一環として森林破壊を行わないことを誓約している。現存する38のパルプ材サプライヤーは、FCPの導入計画に含まれている（インドネシア国内では38サプライヤーがパルプ材をAPPの2工場に供給している）。

既存のパルプ材サプライヤー企業を評価・モニタリングするというこのコミットメントは、比較的明瞭な内容であるが、これが将来のサプライヤーまたはパートナー企業にどのように採用されるかが極めて重要である。

### グリーンピースの評価：

FCPの導入は、現在APPの工場に木材を供給しているこれらの企業（APPの現行サプライヤーリストを参照）を対象にしたものである。

グリーンピースは、「将来のパルプ材サプライヤー」にこれらのFCP方針を導入する手順を策定しようというAPPの決定を歓迎している。これは、APPが間接・直接を問わず、森林破壊やFCP違反の対象となる企業と関与しないことを保証するために不可欠である。APPは、現在「アソシエーション手順」文書の作成を完成させようとしているところであり、ステークホルダーからの意見を求めている。

グリーンピースは、将来のパルプ材サプライヤー」にこれらのFCP方針を導入する手順を策定しようというAPPの決定を歓迎している

APPはどのようにして拡張されたすべてのパルプ工場の需要がFCPに準拠したサプライヤーから調達した100%植林木原料により満たされているかについても一般に公開しなければならない

## 2. 既存の植林地の成長と歩留まり

2013年2月、APPは「APPサプライヤーの植林地の成長と歩留まりに関する独立した評価により、同社の各パルプ工場の長期的な需要を満たすに十分な植林木資源があることを確認した」と発表した。

この声明が発表された後に、APPは南スマトラに年産200万トンの生産能力を持つPT. OKI Pulp and Paperの株式の過半数を取得したと発表した。この新工場は2016年の操業を予定しており、APPのサプライヤーは同工場の生産能力をフル稼働させるとすれば、さらに年間700万トン以上のパルプ材を供給する必要がある。

APPは、独立した第三者機関であるAta Marieに植林と歩留まり評価を依頼した。APPのダッシュボードにはAta Marieの検証レポートが公開されているが、これによると、同社は既存および新規工場の生産能力をまかなうに十分な植林木原料を所有しているとのことだ。

APPは、もし原料に不足が生じた場合、そのギャップは同社のFCP基準に合致したサプライヤーからの輸入植林木で補填すると述べている。

### グリーンピースの評価：

南スマトラのAPPのサプライヤーは、新工場のすぐそばに広大なアカシア植林地を開発している。しかしながら、APPのサプライヤーが、長期的にインドネシアにある同社の3パルプ工場のパルプ材需要を満たすに十分な植林木原料を有しているかは明らかではない。

新工場のパルプ材需要は、インドネシアにおけるAPPの全需要を50%増加させる。この新工場が稼働すると、APPのサプライヤーは年間2,400万トンのパルプ材をAPPの工場に供給しなければならない。

これまでも、APPは植林木原料への依存という目標を実現できずにきた。それゆえに、APPのパルプ工場の生産能力が植林木原料の供給能力ときちんと整合することが極めて重要になる。APPはインドネシアの植林木原料サプライヤーが健全で、精査に応えるものであることを長期予測として示さねばならない。さらに、APPはどのようにして拡張されたすべてのパルプ工場の需要がFCPに準拠したサプライヤーから調達した100%植林木原料により満たされているかについても一般に公開しなければならない。

## 2. さらなる方針の実行、明確化、検証

グリーンピースは、APPのパルプ工場におけるMTH使用ゼロ方針の検証は容易であろうとする他のNGOと同様に考えている

(工場の写真)

今年の2月以降、NGOはAPPのFCPに対して多くの懸念を表明してきた。一部のNGOは、第一章で論じた森林の一次伐採の実施に焦点を合わせてきた。

他の懸念は、現行のFCPガイドラインと手順が不十分あるいはまったく欠けていると受け止められていたり、また実施されるべき監査/検証の形式に重点が置かれてきたことである。

APPのビジョン2020の目標、構成要素で掲げられた多くの約束に関連して、以下の問題が定義された。

### APPはインドネシアでMTHを使い続けるのか、それとも100%植林木に転換するのか？

「ビジョン2020」の文書の中で、APPは2020年までにパルプ生産用として100%植林木を使用する計画であると述べている。FCPを通じて、APPは天然林の使用中止をコミットしており、第一章で論じられているようにこれはHCVおよびHCSアセスメントにより特定されるとしている。しかし、同社は将来植林地を開発するにあたって、非HCS/非HCS地域からの混交熱帯広葉樹（MTH）は利用可能である。

もし、HSC/HCS評価が適切におこなわれるならば、サプライチェーンの中で限定的なMTHはあるかもしれないが、（例えば低木木から生じる木）、自然林保護に重要な地域に由来するものではない。

しかしながら一部のNGOはこの検証は非常に難しく、FCP実施の抜け道になりかねないとの懸念を表明してきた。例えば、HCV/HCS評価が不適切であったり、自然林からのMTHが他の地域から検査を受けずに工場に搬入されるのではないかというものである。

### グリーンピースの評価：

HCV/HCSの取り組みは、現在APPの原料供給会社のコンセッションに残っているすべての森林の保護につながるべきである。APPのFCP実施をモニターするトレーサビリティシステムと独立監視員が、APPの公約が実施されていることの証明を支援する為に配備されている。

一方、グリーンピースは、APPのパルプ工場におけるMTH使用ゼロ方針の検証は容易であろうとする他のNGOの見解と同様である。こうしたアプローチは、多くの市場で顧客が同社に要求していることと、より整合性のあるものだろう。

グリーンピースは、非HCS地域の開発から生じるMTH材の代替利用法を見出すために、NGOと作業部会を設けるというAPPの最近の決定を歓迎する。

## インドネシアにおけるAPPと森林保全/ 過去の森林伐採への対応

APPとその原料供給会社は、2013年1月末まで、以前のHCV評価で重要な保全地域とされていた一部の地域を含むスマトラとカリマンタンの広大な熱帯林地域を伐採してきた。このため、多くのステークホルダーは、もし2013年2月までにコンセッション内の多くの熱帯林が伐採されたのであれば、なぜ同社のFCP公約が十分なのかと問いかけてきた。

APPは「ビジョン2020」の公約の中で、同社はa)荒廃林地での再植林、b) 指定された保護・保全地域の保存、c)絶滅危惧種の個体数増加という国家目標を支持すると述べている。

APPは森林復元問題を考慮していることを確認しており、現在行われているHCV評価に基づく勧告がその入り口となるだろう。

### グリーンピースの評価：

APPは同社がインドネシアで事業を行っている地域での景観レベルの取り組み状況について、多くの環境保護団体と討議を重ねてきた。もし、この取り組みが十分に意欲的なものであれば、過去の森林伐採という遺産に対処する手始めとなるだろう。グリーンピースおよび他のNGOは、APPによる保全への貢献度合いを算出する際に、長年にわたる過去の森林伐採を考慮した理にかなったアプローチがとられるべきとの見解を共有している。

グリーンピースは、FSCのアソシエーション・ポリシーで定めた企業の直接的・間接的支配下にある自然林地の10%または10,000ヘクタール以上の森林（いずれか低い方）が過去5年以内に転換された場合は、「受け入れられない」という原則に注目している。グリーンピースの見解は、APPはこうしたアプローチを考慮すべきであり、同社のサプライチェーンでの少なくとも過去5年間の保全価値に匹敵する森林保全/復元原則を適用すべきである。しかしながら、このような景観レベルの大規模な森林保全取り組みは、APP単独では管理できないことをグリーンピースも承知している。我々は、この目的を達成するために他のNGOや民間セクターも共に協力することを要請する。

## 独立モニタリング/監査

APPの透明性に関する過去の実績はNGOに高度の不信感を与えるとともに、新森林保護方針についてかなり皮肉な見方を持たれてきた。このため、多くのNGOがコンセッション地帯への無制限のアクセス、会社の主張を検証するための現場への立ち入り許可、APPのFCP公約の実施を検証する第三者監査プログラムを要求してきた。

APPとTFTはモニタリングプログラムを立ち上げ、NGOの参加を要請してきており、グリーンピースもインドネシアの多くの組織とともに、このプログラムに参加した。またAPP/TFTは公約の実施に関するより詳細な情報を提供するためにダッシュボード・ウェブサイトを立て上げた。ごく最近、APPはFCP公約の実施を検証するための独立第三者監査人を起用する計画を確認している。

### グリーンピースの評価：

グリーンピースは、FCPの実施を監査する第三者機関との取り組みを歓迎する。選ばれた監査人がステークホルダーに信頼されること、かつ、明確で適切な作業範囲が定められることが重要である。

グリーンピースは、透明性に関するさらなる対策を行うとのAPPの決定を歓迎する。

グリーンピースは、透明性に利するために、詳細なHCVおよび他の環境評価の結果を関連するステークホルダーと共有すべきとする他のNGOと同意見である。グリーンピースは、これを実行していくとのAPPの約束を歓迎しているが、APPはこれらのアセスメントをダッシュボード、ウェブサイト上で入手できるようにすることを勧めたい。FCP実施の管理計画においては、既に実行された作業に上乗せした明確な協議プログラムも必要とされる。

グリーンピースは、FCPの実施を監査する第三者機関との取り組みを歓迎する。選ばれた監査人がステークホルダーに信頼されること、かつ、明確で適切な作業範囲が定められることが重要である

## 結論

2013年2月、グリーンピースはAPPがFCPを実施するための時間と猶予を与えるために同社に対する積極的な反対活動を一時的に停止した。この期間中、我々は購入企業に対し、APPとの契約を再開すべきでなく、FCPの十分で継続的な実行の証拠がみられるまで待つようにと忠告してきた。

9か月経過した今の我々の見解は、同社はFCPの実施に真剣に取り組んでおり、会社の中心となる上級社員は新しい公約の実践に本気で取り組んでいるというものである。APPが再び約束を守らないというリスクは、現時点では限定的であるように思える。

しかし、多くの課題がこれまでもあり、また今後も続くであろう。このうちのいくつかは内部的なもので、インドネシアだけで260万ヘクタールもの土地での管理を困難にする複雑な事業形態である。APPおよびシナルマス・フォレストリーの事業体の異なる部署内では、FCPに対する理解度のレベルに依然として差異が見受けられる。

APPのかつての顧客から、グリーンピースはAPPと取引を再開すべきかとの質問を受けてきた。今回のレビューで明らかにしているように、APPのFCP実施に関して、いくつもの心強い兆候があるが、未解決の懸念もある。我々の現在の勧告は、購入企業はAPPのFCP実施について引き続き注意深く監視し、同社と共に関わりあっていくべきであるというものである。

特に、FCPで定められているように、さらなる森林伐採の違反や泥炭地での伐採停止などがないかについて言質を取ることである。より重要なことは、APPの上層部経営陣に対する森林保全、管理勧告の質や強固さによってAPPのFCP誓約が維持されているかについて、購入企業は同社がこうした勧告に基づいて大きく進展しているかを適切な時期に判断すべきである。

グリーンピースは、APPとの取引再開を検討している企業は、契約書にFCPとこのレビューで論じられた（例えば森林保全/復元）未処理の政策課題に継続的な進展がなされることを必要とするとの厳格な条件を付与するように忠告したい。

我々の見解は、責任ある購入者によるさらなる精査の積み重ねが、APPによる公約の長期的実現の確保に重要であるというものである。

その一方で、現在インドネシアの紙パルプ部門におけるより責任ある森林管理にとっての唯一最大の脅威はRGEグループに属するAPRIL社の活動であることは、グリーンピースにとって明白である。グリーンピースは、購入企業に対して、APRIL社およびその関係会社との取引を阻止するよう積極的に働きかけを続けていくであろう。

現在インドネシアの紙パルプ部門におけるより責任ある森林管理にとっての唯一最大の脅威はRGEグループに属するAPRIL社の活動であることは、グリーンピースにとって明白である

APP社は、同社がインドネシアで事業を行っている地域での景観レベルの取り組み状況について、多くの環境保護団体と討議を重ねてきた。もし、この取り組みが十分に意欲的なものであれば、過去の森林伐採という遺産に対処する手始めとなるだろう

(南スマトラの上空写真)

(植林開発準備地の写真)

2013年10月31日

グリーンピース・インターナショナル発行  
Ottho Heldingstraat 5,  
1066 AZ Amsterdam,  
The Netherlands.

**Greenpeace**